



補聴器の 購入費を助成します



高齢者の「聞こえ」を
応援します



助成額は
購入費の1/2

※上限2万円まで
※1人1回まで

✓ 助成対象者(①～⑥全てに該当する方)

- ✓ ① 田原本町民の方(施設への入居者は対象外)
- ✓ ② 65歳以上の方(今年度65歳になる人を含む)
- ✓ ③ 町民税非課税の方
- ✓ ④ 身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない方
又は交付対象でない方
- ✓ ⑤ 補聴器を使う必要があると、医師から証明が得られる方
- ✓ ⑥ 介護予防活動等への参加と
購入後のアンケートへの回答ができる方

※詳しくはホームページをご参照いただくかお電話・窓口にてお問い合わせ下さい。

こちらのQRコードからご覧いただけます→



注意事項

必ず補聴器を購入する前に申請してください。
すでに購入されたものについては助成の対象となりませんのでご注意ください。
補聴器本体、及びイヤーマールド購入費以外(その他付属品、修理やメンテナンス、診断料など)の費用は、助成対象外です。

申請の流れは
裏面をご覧ください





手続きの流れ



1

長寿介護課へ相談

- * 助成の内容について説明します。
- * 申請に必要な書類(申請書・医師の意見書)を入手できます。
→窓口または町のホームページからダウンロードで入手可能。



2

医師の意見書を持って耳鼻咽喉科を受診してください。

- 補聴器の購入が必要と判断された場合、「医師の意見書」を作成してもらう。
- ※医師の意見書作成にかかわる費用は自己負担です。



3

補聴器販売店で見積書を作成してもらう。

- ※医療機器認証番号等の情報が記載されているもので、
本体購入費用とイヤーマールドに関する費用のみ対象



4

必要な書類をそろえて申請(役場に提出)

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 医師の意見書(様式第2号)
- ③ 補聴器の見積書
- ④ 市町村税が非課税であることの証明書類 ※町で確認できない場合のみ



5

町で審査を行い、決定・不決定の通知を郵送します。



6

補聴器購入



※申請時の見積もりと同じものを購入して下さい

7

購入した商品の請求書/領収書を提出

→ 指定口座に助成金を振り込みます。



介護予防活動を行ってみましょう

健幸ポイント事業や
いきいき百歳体操など



補聴器を使用してみて
いかがでしょうか？

補聴器購入後、生活がどのように
変わったか等、アンケートでお聞きします。

